

資料2コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS A 5523
	溶接用熱間圧延鋼矢板
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.2		ed	語順の修正?	(1)式による。→ 式(1)による。	採用		主査調整案とおり
4002	日本水道協会	相川卓洋	7.1	表4	ge	注b)において、主語「14B号試験片は」と述語「協定してもよい」が不一致	「14B号試験片は、1A号試験片が採取不可能な場合又は受渡当事者間で協定した場合に使用してもよい。」	修正採用	下記に修文します。 14B号試験片は、1A号試験片が採取不可能な場合に使用する か、受渡当事者間の協定によ って使用してもよい。	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	8	表7	ge	直線形の長さ10m以下の曲がり許容差において、「長さ(m)×0.15%以下」と、わざわざ「(m)」が付されている。これによって、「m単位で表した長さの0.15%として計算された数値を、mm単位の数値と捉える」と読まれるおそれがある。なお、この読み方であれば、長さ10mのとき、許容差は0.015mmである。 10m超え、他の形状、及び反りにおいて、全て同様に読まれる可能性がある。	長さ10m以下は、 「長さ×0.15%以下」、 長さ10m超えは、 「(長さ-10 000)×0.10%+15」とする。 どうしてもm単位とするならば、「曲がり (m)」としたうえで、 10m以下は、 「長さ×0.15%以下」、 10m超えは、 「(長さ-10)×0.10%+0.015」とする。 以上を、他の断面形状及び反りにも適用する	原案のまま	この記載は、鋼矢板の使用者側(社団法人鋼管杭・鋼矢板協会)の資料の記載に整合しており、原案のままとさせていただきます。	主査調整案とおり
4006	鉄連		8	表7	ed	単位“mm”の記載を現版に戻す。		採用		主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓洋	8	表7	ge	継手かん(嵌)合角度θにおいて、「 $\geq 6^\circ$ 」、「 $\geq 4^\circ$ 」と規定されている。不等号の向きが逆ではないか。 現在の案では、例えば、かん合角度測定値が 0° であれば不合格、かん合角度測定値が 90° であれば合格と判定される。	「 $\leq 6^\circ$ 」、「 $\leq 4^\circ$ 」	原案のまま	注文者は、鋼矢板を直線的に施工するだけでなく、角度を付けて施工する場合もあります。U形鋼の場合、施工で最大 6° まで角度を付けるので、製造業者の規定は、「 $\geq 6^\circ$ 」となります。。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS A 5523
	溶接用熱間圧延鋼矢板

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4005	日本水道協会	相川卓洋	8	図2	ge	「 $\theta \geq 6^\circ$ 」, 「 $\theta \geq 4^\circ$ 」と示されているが、基準線からの傾きが小さい範囲に示されているので、不等号の向きが逆ではないか。	「 $\theta \leq 6^\circ$ 」, 「 $\theta \leq 4^\circ$ 」	原案のまま	No.4004説明済。	主査調整案とおり
4007	日本水道協会	相川卓洋	11.2.5	a)	ge	表4の注b)に示された、14B号試験片を使用する際の条件が、当該簡条にない。 このことにより、簡条11を確認した規格読者が、1A号試験片と14B号試験片のどちらでもよいと考え、14B号を採取し試験を行った段階で、初めて14B号使用に条件があることに気づくことになりかねない。	当該簡条に表4の注b)の文章と同じものを規定する。	原案のまま	7.1に”表4による。”と規定しており、明確です。	主査調整案とおり
4008	農工大	桑原	11.2.5	b)	ge	「この場合、」とは、サブサイズ試験片の場合に限定されますか？	もしそうならば、「この場合」を「サブサイズ試験片の場合」に修正する。もしそうでない場合は、「この場合、」を削除する。	修正採用	ありがとうございました。両方の試験片に掛かりますので、“この場合、”を、その他の規格の記載に合わせ”ただし、”に修正します。	主査調整案とおり
4009	東理大	田中	11.2.5	b)	ed	句点を削除	及び5 mm。) → 及び5 mm)	採用		主査調整案とおり
4010	鉄連	山本	11.3	a) 2行目	ed	試験片寸法について、“幅”の後に用語定義で使用している”継手方向”を追加する。	幅(継手方向)約100 mm,	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS A 5523
	溶接用熱間圧延鋼矢板

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4011	日本水道協会	相川卓洋	16		ge	「特に指定がない場合、検査文書を注文者に提出しなければならない」と規定される一方で、「なお、化学成分は、表2の注a)によった場合、添加した合金元素の分析値を報告しなければならない。」と規定されている。現在の改正案では、注文者から、検査文書の提出が不要と指定された場合においても、(表2の注a)によった場合、)製造業者は、添加元素の分析値を報告するため、文書を送付するなどの手段を取らざるを得ない。(口頭報告や、正式文書ではないメール通知なども「報告」の手段ではあるので、文書送付の回避は可能だが、それが適切かは疑問が残る。)	なお文以下を次のように変更する。 「検査文書には、次の項目を記載する。 a) 添加した合金元素の分析値(化学成分を表2の注a)によった場合) b) 炭素当量の計算式に含まれる合金元素の分析値 c) フリー窒素が表2を満足すること。ただし、表2の注c)によるひずみ時効シャルピー衝撃試験結果が表6を満足することによって代えてもよい。または、全窒素の分析値が表2のフリー窒素の規定値を満足しているときは、フリー窒素の代わりに、全窒素の分析値によってもよい。」	原案のまま	相川委員のご理解の通り、2ndパラグラフ以降は、1stパラグラフとは、別の要求事項です。また、2ndパラ以降の報告様式は、規定していません。	主査調整案とおり
4012	鉄連		附属書B	A.4.1 c) 1)	ed	・4行目: 共通すり合わせ蛇管・・の前に、「乾いた」を追加する。 他の規格(JIS G3475)では、臭素－メタノール法の同文章に、「乾いた」があります。それらと記述を共通化する。	同左。	採用		主査調整案とおり

資料3コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 0321
	鋼材の製品分析方法及びその許容変動値

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	関西学院大学	千葉	4.2.3 分析用試料の数		質問	実際には何個になるのか？		回答	実際の注文内容によって異なります。例えば、10枚の鋼板の注文に対して、全ての鋼板を同一溶鋼で製造した場合、分析用試料の数は1個ですが、二つの溶鋼で製造した場合、それぞれの溶鋼から1個ずつ採取します。	主査調整案とおり
4002	関西学院大学	千葉	5b 注記2		質問	例えば、溶鋼分析の炭素(C)の上限規定値が0.25 %で、炭素鋼鋼材の表1を適用した場合、許容変動値の上限が+0.04 %であり、製品分析の上限規定値は、0.29 %となる。 具体的な方法は？	測定値の平均値が0.29 %となる鋼材は合格ということか？	回答	4.2.3の規定にあるように、特に指定がない場合、分析用試料の数は、一つの溶鋼に対して1個で、その1個の分析結果が、0.29%の場合、合格です。	主査調整案とおり
4003	関西学院大学	千葉			質問	化学成分の上限規定値と許容変動値関係はどうやって求めた。		回答	許容変動値をどのように制定したかというご質問と考えました。許容変動値は、海外の規格(AISI及びSAE規格)を参考に制定しました。	主査調整案とおり

資料4コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3128 溶接構造用高降伏点鋼板
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	日本水道協会	相川卓洋	8.1	表5	ed	引張試験特性において、試験片を選定する際、左から1列目の「厚さ」と左から4列目の「厚さ」を組み合わせで選定するのか、又は左から4列目の「厚さ」のみで選定するのか、この表から読み取れない。 例として、厚さ55mmの場合、 ・1列目と4列目を組み合わせで読むならば、「50超え100以下」と「20超え100以下」に共通する行を探し出し、「試験片」列の交点を参照して、「4号」試験片を使用する。 ・4列目のみで読むなら、「20超え100以下」に相当する行と、「試験片」列の交点を参照して、「5号」試験片又は「4号」試験片を使用する。	現行規格の表4から、おそらく、「伸び」の列の厚さのみで選定するものと推測し、修正案を挙げる。 表5から「試験片」の列を削除する。 11.2.5(試験片)のa)に、「ただし、厚さ20mm以下の鋼板の場合は、5号試験片とする。」を追加する。	原案のまま	この様式は、多くの鋼材JISで使用されています。また、試験片の使用区分は、重複していません。 ただし、厚さ20mm超え100mm以下の5号試験片と4号試験片との区分線と強度などの50mm超え100mm以下の区分線との関係については、次回改正の課題とさせていただきます。	主査調整案とおり
4002	農工大	桑原	11.2.5	c)	ge	「この場合、」とは、サブサイズ試験片の場合に限定されますか？	もしそうならば、「この場合」を「サブサイズ試験片の場合」に修正する。もしそうでない場合は、「この場合、」を削除する。	修正採用	ありがとうございました。両方の試験片に掛かりますので、「この場合、」を、その他の規格の記載に合わせ「ただし、」に修正します。	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	15	a)	ge	現在の改正案において注文者が提示する種類の記号が表1に限定されている。一方で、表JA.1の種類の記号「SHY685NS-F」は、表1の種類の記号にない。そのため、種類「SHY685NS-F」を注文者が指定することができず、結果として附属書JAの特別品質規定は適用することができない。	「a」種類の記号(表1又は表JA.1)」	採用	ありがとうございました。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3128
	溶接構造用高降伏点鋼板

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4004	日本水道協会	相川卓洋	16		ge	「特に指定がない場合、検査文書を注文者に提出しなければならない」と規定される一方で、「なお、化学成分は、表2の注a)によった場合、添加元素の分析値を報告しなければならない。」と規定されている。現在の改正案では、注文者から、検査文書の提出が不要と指定された場合においても、(表2の注a)によった場合、)製造業者は、添加元素の分析値を報告するため、文書を送付するなどの手段を取らざるを得ない。(口頭報告や、正式文書ではないメール通知なども「報告」の手段ではあるので、文書送付の回避は可能だが、それが適切かは疑問が残る。)	なお文以下を次のように変更する。 「検査文書には、次の項目を記載する。 a) 添加元素の分析値(化学成分を表2の注a)によった場合) b) 炭素当量の計算式に含まれる合金元素の分析値 」	原案のまま	A5523(コメントNo.4011)で説明済。	主査調整案とおり
4005	鉄連		JA	最初の文 b)	ed	特別品質規定の内容について、現版の内容などを追記する。	最初の文: 特別品質規定は、受渡当事者間の協定によって適用し、SHY685NSのシャルピー衝撃試験特性より厳格で、次による。 b): 種類の記号は、SHY685NSの末尾に“-F”を付記し、SHY685NS-Fとする。	採用		主査調整案とおり
4006	東理大	田中	JB	15 d)欄	ed	“製造着手”?		採用	文意が分かりにくいというご指摘と理解しました。下記に修正します。 ・・・JISは、国内の商取引を考慮し、製品規格の規定で、製造開始に必要な事項だけに変更している。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4401
	炭素工具鋼鋼材

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	まえがき		ed	年の修正	令和6年 → 令和x年	採用		主査調整案とおり
4002	日本水道協会	相川卓洋	9.1.1	表5	ed	標準径が、スペースで区切られて列記されている。 JIS Z 8301において、数値を表す場合には3桁ごとにまとめ間に半角スペースを入れることとなっているため、表5の3桁標準径は、前後の数字と合わせて巨大な数字を表しているようにも読み取れる。	現行規格のように、標準径の区切りをカンマ「,」に戻す	原案のまま	以前の鋼材規格三者委員会で、“カンマがない方が読みやすいのではないか。”とのご意見を賜り、日本規格協会様と調整の結果、標準寸法の表など表中に数値を記載する場合は、カンマをつけない様式での記載に順次変更しております。	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	11.3.1	a)	ge	「圧延チャンス」が定義なく使用されている。	用語の意味が不明であるため、具体的な修正案が出せません。 ・「3 用語及び定義」にて、定義する ・短く分かりやすい言葉で言い換えが可能なら、言い換えるなどを行ってください。	回答 原案のまま	“同一圧延チャンス”は、熱間圧延工程において、同一の圧延ロールを用いて圧延を行う一つのサイクルを意味し、周知の用語との位置づけのもと、長年多くのJISにおいて使用されています。 定義の追加については、関連する分科会での審議が必要となりますので、定義の可否を含めて、将来課題とさせていただきます。	主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓洋	11.3.1	a)	ge	「供試材は」と「試験片は」とで主語が2つあり、関係性が分かりづらい。	JIS G 4403改正案、JIS G 4404改正案に合わせ、後者「試験片」の助詞を「を」とし、主語でなくする。 「熱間圧延鋼の供試材は、～1個採取し、それぞれの供試材から試験片を1個ずつ採取する。」	採用	なお、当該用語の定義は、G0203の定義を引用しています（供試材No.4403、試験片No.4405）。	主査調整案とおり

資料6コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4403
	高速度工具鋼鋼材

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	まえがき		ed	年の修正	令和6年 → 令和x年	採用		主査調整案とおり
4002	日本水道協会	相川卓洋	11.3.1	a)	ge	「圧延チャンス」が定義なく使用されている。	用語の意味が不明であるため、具体的な修正案が出せません。 ・「3 用語及び定義」にて、定義する ・短く分かりやすい言葉で言い換えが可能なら、言い換えるなどを行ってください。	原案のまま	(G4401をご参照ください)	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 4404
	合金工具鋼鋼材

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	まえがき		ed	年の修正	令和6年 → 令和x年	採用		主査調整案とおり
4002	日本水道協会	相川卓洋	9.1.1	表6	ed	標準径が、スペースで区切られて列記されている。 JIS Z 8301において、数値を表す場合には3桁ごとにまとめ間に半角スペースを入れることとなっているため、表6の3桁標準径は、前後の数字と合わせて巨大な数字を表しているようにも読み取れる。	現行規格のように、標準径の区切りをカンマ「,」に戻す	原案のまま	(G4401をご参照ください)	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	11.3.1	a)	ge	「圧延チャンス」が定義なく使用されている。	用語の意味が不明であるため、具体的な修正案が出せません。 ・「3 用語及び定義」にて、定義する ・短く分かりやすい言葉で言い換えが可能なら、言い換えるなどを行ってください。	原案のまま	(G4401をご参照ください)	主査調整案とおり

資料8コメント

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中1	全体		ed	漢字に変更	すべて → 全て	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中2	序文		ge	次の文章“箇条番号及び細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条及び細分箇条並びに”に該当する箇条などが見当たりません。もしかして、右欄のように加筆する？その場合は、該当箇所の側線は消去する。	7.1.3 → 7.1.3A	採用	7.1.3 → 7.1.3A として側線を外します。 また、序文「側線又は点線の下線を施してある箇所は、」を「点線の下線を施してある箇所は、」と修正します。	主査調整案とおり
4003	東理大	田中3	2	[6.3.3]の本文で引用	ge	右欄のJISは、参考文献[6]から箇条2の引用文献に移設したほうがよいのでは・・・。	JIS C 1602 熱電対	修正採用	対応国際規格では参考文献としておりますので、整合性を維持するために参考文献といたく思います。ただし、本文を次のように修文します。 6.3.3 ”様々な種類の熱電対に関する情報はJIS C 1602[6]に記載されている参照。”	主査調整案とおり
4004	東理大	田中4	4	表1(多数箇所)	ed	「内容」欄中、“伸び計伸び(%)”の(%)は不要ではないでしょうか？		原案のまま	用語及び定義において、「伸び計伸び(%)」は基準長さL _r に対する伸び計に示された伸びの割合(百分率)とし、「伸び計伸び」は伸び計標点距離L _e の増分として定義し区別しています。 この表記方法はJIS Z 2241(金属材料引張試験方法)と整合させています。	主査調整案とおり
4005	日本水道協会 01	相川卓 洋01	5	注記1	ed	「較正」の「較」は、常用漢字外の読み方である。 なお、当該規格の6.2.1等においては「校正」としている。	JIS原案作成のための手引きの資料9に基づき、「校正」で代用する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4006	日本水道協会 02	相川卓 洋02	6.2.1		ge	3段落目の「試験期間が、」は、 短い文節であるにもかかわらず 読点で区切っているため、あた かも主語のように感じられる。	読点を削除して 「試験期間が3年を超えない限 り、」 とし、条件文であることを分かり やすくする。	採用		主査調整案とおり
4007	日本水道協会 03	相川卓 洋03	6.2.1		ge	10段落目の文章は、以下の点で 文意が取りづらい。 ・条件文が2つ(「短い標点距離 の試験片」と「低クリープひず み」)なのか、1つ(標点距離の短 さに対してクリープが低い)なの か明確でない ・本来、「低クリープひずみの場 合」とすると思われるところを、 「1%以下」と「のひずみの場合」が 繋がってしまっているせいで、 「低クリープひずみ、」が文章内 で浮いてしまっている ・主語「測定装置が」の前に1つ か2つの長い条件文がありなが ら、なお主語のあとに条件文「使 用範囲において」が続く ・「注意深く」「配慮する」は、意味 のない重言である。どうしても言 を重ねなければいけないほど強 調する必要があるならば、まず は推奨事項とする(文末「～のが よい」)のではなく、要求事項とす るところから始めるべきである。	「試験片の標点距離が短く、か つ、1%以下など低クリープひずみ が予想される場合は、測定の範 囲において、測定装置の分解能 及び正確さが十分であることを 保証するよう、配慮するのがよ い。」	修正採用	MODですのでできるだけ英文に 忠実に訳したく考えますが、わか りにくいのもごもっともと思いま す。英文がshouldですので”望ま しい”とします。次のように修文し ます。 「試験片の標点距離が短く、か つ、1%以下など低クリープひずみ の場合は、測定の範囲におい て、測定装置の分解能及び正確 さが十分であることを保証するよ う、配慮するのが望ましい。」	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4008	日本水道協会 04	相川卓 洋04	6.2.1	注記2	ge	副詞「通常」が、目的語「伸縮形を」ど動詞「使用しない」の間に入るせいで、分かりづらい。 また、文末「～しない」は「禁止」の要求事項の形式になるため、副詞「通常」と合致しない。 もし、「通常使用する」というひとつの動詞を禁止する意図があるのであれば、「通常使用」という用語の定義を行うべきであるし、注記扱いとすべきではない。	「通常、伸び径を使用する必要がない。」	修正採用	”通常”は英文にありませんでした。 ”伸び計を使用する必要がない。”	主査調整案とおり
4009	東理大	田中5	6.2.2		ed	文頭を字下げ	不連続 → □不連続	採用		主査調整案とおり
4010	日本水道協会 05	相川卓 洋05	6.3.1		ge	4段落目の「測定することで差し支えない」は、「ことで」により、「差し支えない」対象が示されるべきであるが、その対象が示されていないように感じられる。実際は、「測定する」自体が「(代わりにして)差し支えない」ものと思われるので、「ことで」は不要である。	「測定して差し支えない」	採用		主査調整案とおり
4011	東理大	田中6	6.3.1	表2: 題名	ed	記号を斜体に修正	規定温度(T) → 規定温度(<i>T</i>)	採用		主査調整案とおり
4012	日本水道協会 06	相川卓 洋06	6.3.2.1		ge	2段落目の「0.5℃以内で測定しなければならない」は、なにに対して「0.5℃以内」であるのか示されていない。	「測定する」温度(測定点の温度)か、冷接点の温度か、又はそれ以外なのか、はっきりさせてください。冷接点の温度である場合、「～ない場合、測定の間、冷接点温度は0℃±0.5℃に保つ。」	採用	英文 to within 0.5℃ですので精度を意味します。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4013	日本水道協会 07	相川卓 洋07	6.3.2.2		ge	2段落目の「可能であれば」は、「毎年実施する」にかかっているものと思われるが、頻度「1回/年」より多い方が「可能であれば」なのか、少ない方が「可能であれば」なのか明示されていない。 また、文章全体として、推奨事項(「実施することが望ましく」)に副次するように要求事項(「記載しなければならない」)が記載されていることに違和感を覚える。	「(1段落目に繋げて)校正時の測定値は、校正報告書に記載しなければならない。 (2段落目として)この校正は、装置を用いて測定する温度範囲に対して1年に1回以上実施することが望ましい。」	採用		主査調整案とおり
4014	日本水道協会 08	相川卓 洋08	6.3.2.3		ge	2段落目の「条件の場合には」は、「条件」と「場合」が重言である。	「場合には」	採用		主査調整案とおり
4015	日本水道協会 09	相川卓 洋09	6.3.2.4		ge	1段落目2文目の「3個の熱電対だけの使用が許容される。」は、3個未満の熱電対の使用を許容しないのか、3個を超える熱電対の使用を許容しないのか、又はそのいずれも許容しない(必ず3個の使用という、要求事項)のか、明確でない。	「熱電対の使用は3個以上としてもよい」 又は 「熱電対の使用は3個以下としてもよい」 又は 「3個の熱電対を使用する」	採用		主査調整案とおり
4016	日本水道協会 10	相川卓 洋10	6.3.3		ed	6段落目の「760℃を超える温度での使用は許容されない。」は、「許容」という単語を使っているが、実質的には許容事項ではなく、「禁止」の要求事項である。	JIS Z 8301の要求事項の表現形式(7.2)に基づき 「760℃を超える温度で使用してはならない。」とする。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4017	日本水道協会 11	相川卓 洋11	6.3.3		ge	8段落目の「ドリフトの記録は作成し、要求に対して対応可能でなければならない。」は、「要求」とはなにか示されていないため、意味が取れない。	他のJIS規格の一般的な記述から類推すると、ここでいう「要求」とは、注文者が記録の提出を要求すること、であると思われる。この場合、「ドリフトの記録は作成する。ドリフトの記録は、注文者から提出を要求された場合、対応しなければならない。」とする。 なお、「対応可能なように作成しておく」ことだけ本箇条で要求し、「提出する」ニュアンスは箇条12にまとめた場合は、修正案の2文目は削除する。	採用		主査調整案とおり
4018	東理大	田中7	6.3.3		ed	読点を挿入？	部分は熱的に遮へいされ電氣的に → 部分は、熱的に遮へいされ、電氣的に	採用		主査調整案とおり
4019	東理大	田中8	6.3.3		ed	読点を挿入？	情報はJIS → 情報は、JIS	採用		主査調整案とおり
4020	東理大	田中9	6.3.3		ed	数値と単位の間空白を挿入	400℃未満 → 400 °C未満	採用		主査調整案とおり
4021	東理大	田中10	6.3.3		ed	読点を挿入 漢字に変更	詳細は附属書Aおよび → 詳細は、附属書A及び	採用		主査調整案とおり
4022	東理大	田中11	6.3.3	注記1	ed	漢字に変更	および → 及び	採用		主査調整案とおり
4023	東理大	田中12	6.3.4		ed	“典型的なもの”？		修正採用	typicalを典型的なものと訳しました。「典型的なもの→標準的」とします。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4024	日本水道協会 12	相川卓 洋12	6.3.4		ed	2段落目の「～使用することを認めてない。」は、やや口語的である。また、「認める」という単語を使っているが、実質的には許容事項ではなく、「禁止」の要求事項である。	JIS Z 8301の要求事項の表現形式(7.2)に基づき 「～使用してはならない。」とする。 「認める」ニュアンスを残す場合でも、 「～使用することを認めていない」 とする。	採用		主査調整案とおり
4025	東理大	田中13	7.1.1		ed	句点では？	望ましい、使用した値は、 → 望ましい。使用した値は、	採用		主査調整案とおり
4026	日本水道協会 13	相川卓 洋13	7.1.1		ge	2段落目の「～が望ましい」は、それ単独で文章が構成されているにもかかわらず、次に読点で繋がれている。	読点を句点に変更する。	採用		主査調整案とおり
4027	日本水道協会 14	相川卓 洋14	7.1.1		ge	4段落目について、 ・「円形断面の試験片は、」「Lrは、」は、主語を2つもつ。 ・「10%以上超えない」は、「10%以上」と「10%を超える」が混ざった口語的表現である。 ・「正方形又は長方形の試験片」は、試験片そのものが正方形又は長方形になっている。 ・「15%を超えない」は、なにのなにが超えないのか示されていない。	一文が長すぎて趣旨が分かりにくくなっていることが一因であると考え、文章を分け、 「一般的に、円形断面の試験片について、Lrは、Lcの110%を超えないことが望ましい。また、正方形断面又は長方形断面の試験片について、Lrは、Lcの115%を超えないことが望ましい。」 とする。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4028	日本水道協会 15	相川卓 洋15	7.1.1		ge	7段落目について、「つば部とつかみ部との径は、標点距離の径の10%まで大きくしてよい」と規定されているが、 ・主語「つば部とつかみ部との径は」について、現行規格「～径との差」ではなくあくまで「径」になってしまっている。そのため、「径」そのものが最大で「標点距離の10%」となるので、この部分で破断することが予想される。 ・「標点距離の径」について、標点距離なのか径なのか判然としない。なお、径をとれる部分において、この部分は「標点距離」ではなく「平行部」と呼ぶことが、5段落目にて示されている。(平行部外に標点距離が延長されるケースも想定するのであれば、そもそも「標点距離」内の径は一律の値ではなく、基準とすることそのものが適切ではない。)	・主語については、現行版の表現に戻し(「の径」を補ったうえで)、「つば部の径とつかみ部の径との差」とする。 ・「標点距離の径の10%」については、「平行部の径の10%」とする。	採用		主査調整案とおり
4029	東理大	田中14	7.4	注記	ed	“の”を挿入？	図2 c)及びd) → 図2のc)及びd)	採用		主査調整案とおり
4030	東理大	田中15	7.5		ed	漢数字に変更	2つの → 二つの	採用		主査調整案とおり
4031	日本水道協会 16	相川卓 洋16	7.5	式(11)	ge	n, liの説明が句点付きであるのに対し、diの説明は句点がない。	JIS Z 8301の27.5の例1などを参考に、量記号の説明は句点なしに統一する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4032	日本水道協会 17	相川卓 洋17	7.5		ge	6段落目(式(12)の次の段落)3文目について、3文目の条件文は、2文目の条件文と「反対に」になっていない。 例えば、2つの試験片の寸法が7.1及び7.2で規定された許容差内であり、かつ、異なった材料であるケースを想定しうる。そのため、2文目と3文目のどちらを優先すべきか分からなくなっている。 また、「～又は初期応力及び試験温度を超えた範囲で試験をするいずれかの原因によって」は、「初期応力及び試験温度を超えた範囲で試験を」しなければならなくなった原因のいずれか、という意味にとれる。 文章全体としては、「異なった材料～」と「初期応力～」の試験を行うことのほうが原因であり、応力指数の変化が結果としたいものと思われる。 さらに、改正案では「～ときである。」という紹介にとどめているが、「必要になる」と述べているので、要求事項の形式とすべきである。	2文目と3文目の優先順位は3文目のほうにあると仮定し、「反対に」を「ただし、」に置き換え、「ただし、関連する応力指数(n)の変化が生じる原因が、異なった材料を試験する、又は初期応力及び試験温度を超えた範囲で試験するものであった場合は、再計算を行う。」とする。	採用		主査調整案とおり
4033	日本水道協会 18	相川卓 洋18	8.2		ge	2段落目4文目において、「かつ、」の前が句点で終わっている。接続詞として、「かつ、」はあまり適切でないと思われる。 ただし、これを接続詞として読むことで、独立した2文を繋げていると捉えるか、句点が誤字で、「かつ、」が正しく1文内の前後を繋げていると読むかによって、意味が異なる。	「試験力は、衝撃が加わらないように負荷する。ただし、可能な限り速やかに負荷するのが望ましい。」 又は 「試験力は、衝撃が加わらないように負荷し、かつ、可能な限り速やかに負荷するのが望ましい。」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4034	日本水道協会 19	相川卓 洋19	8.4.2		ge	1段落目の「～伸びの記録を、～行われなければならない。」は、目的語「伸びの記録を」と、動詞「行われる」(受動態)が一致していない。 また、条件を示す「クリープ曲線を描くことが可能となるように」の後に読点がなく、どこまでが条件文なのか分かりづらい。	「伸びの記録」は主語扱いとして、「～伸びの記録は、クリープ～なるように、行われなければならない。」とする。 条件文がどこまでか、よりわかりやすくするには、「クリープ～なるように、」を文頭に移動させた方がよいと考えますが、主語を文頭に持ってくるほうが優先であれば、「～なるように」の後に読点だけ追加の上、上記案のままで構いません。	修正採用	伸び計伸びの連続的な記録又は十分な回数の伸びの記録をは、クリープ曲線を描くことがを可能となすように試験を通して行われなければならない(図3参照)。	主査調整案とおり
4035	東理大	田中16	11.1		ed	漢字に変更(数か所)	けた → 桁	採用		主査調整案とおり
4036	日本水道協会 20	相川卓 洋20	12	図2 b)	ge	「正方形又は長方形断面」について、「正方形」は「断面」のことであるとは読み取れない(「正方形試験片」であると解釈される余地がある)。	「正方形断面又は長方形断面」	採用		主査調整案とおり
4037	東理大	田中17	12	図2	ge	図1及び図3の表記に合わせるならば、「記号説明」は必要ではありませんか？		採用	記号説明を追加します。	主査調整案とおり
4038	東理大	田中18	A.1		ed	“の”を削除？	長期間のさらされる → 長期間さらされる	採用		主査調整案とおり
4039	日本水道協会 21	相川卓 洋21	A.1		ge	1段落目の「高温で長期間のさらされること」は、「の」が過剰である。	「高温で長期間さらされること」又は 「高温で長期間のばく(曝)露」	採用	「高温で長期間さらされること」	主査調整案とおり
4040	日本水道協会 22	相川卓 洋22	A.1		ge	1段落目の「俗に」は、やや口語的である。	「一般的に」	採用		主査調整案とおり
4041	日本水道協会 23	相川卓 洋23	A.1		ge	2段落目2文目の「あることに留意することが望ましい。」は、「こと」が被っており、冗長な印象を受ける。	「複数の寄与があり」から修正して、「～寄与があるが、その中でもドリフトが大きな要素の一つとなる場合があることに注意を喚起する。」とする。	修正採用	英文がshouldですので”望ましい”は残します。喚起する場合は要求事項になります。 “なお、不確かさの要因には複数の寄与があるが、その中でもドリフトが大きな要素の一つとなる場合がある点に注意することが望ましい。”	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4042	JFE 01	中澤	附属書A 附属書B	A.1 B:2行目	Ed	起電力(以下、emf)となっていますが、EMFと大文字で書く方が一般的ではないでしょうか。 また、ここでは、起電力(electromotive force 以下、EMFという。)と記載するのがよいのでは、と思います。 または、emfが二度しか出てこないのであれば、むしろ起電力と記述してもよいのでは、と考えます。	同左 参考: Wikipedia添付	採用	附属書Aの”起電力(以下、emf)”を”起電力”に修正します。又、附属書Bの”emf”を”起電力”に修正します。 (4060と同じご指摘)	主査調整案とおり
4043	東理大	田中19	A.2		ge	“データは保守的であり、”?		採用	conservativeをそのまま訳しました。 データは保守的であり→データは安全側の値であり	主査調整案とおり
4044	日本水道協会 24	相川卓 洋24	A.2		ge	1段落目1文目の「以下、PRTという。」について、「PRT」は直後の1段落目2文目でしか使われておらず、略語を示す意味がない。	略語を示すかつこ内を削除する。 1段落目2文目の「PRT」は、「白金抵抗温度計」とする。	採用		主査調整案とおり
4045	JFE 02	中澤	附属書A	A.2	Ed	同様に白金抵抗温度計(以下、PRTという。)についても、白金抵抗温度計(platinum resistance thermometer 以下、PRTという。)と記載するのがよいのでは、と思います。 むしろ。この後半(A.3)では、K型、R型、S型、PR型と、測温抵抗体について、述べています。ここで、白金抵抗体を示すのであれば、PRTとするよりも、Pt型として、白金抵抗温度計(Pt型熱電対を用いた温度計)等の表示のほうが理解しやすいと考えます。	同左	修正採用	上と同様に、PRMは2回だけしか出てきませんので、(以下、PRM)は削除します。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4046	日本水道協会 25	相川卓 洋25	A.2		ge	1段落目1文目の「約20年前」は、いつから見て20年前であるのか明確でない。	「2000年代において」	修正採用	この文章自体がISOで採用されたのは2018年ですので、 "1990年代後半まで"とします。	主査調整案とおり
4047	日本水道協会 26	相川卓 洋26	A.2		ge	2段落目1文目の「現在」は、いつから見て現在なのか明確でない。	「2025年現在」	修正採用	この文章自体がISOで採用されたのは2018年ですので、 "2010年代後半以降"	主査調整案とおり
4048	日本水道協会 27	相川卓 洋27	A.2		ge	2段落目3文目の「系統的に」は、辞書的には「順序だてて組み立てられている様」のことであり、文脈に合わない。	3段落目1文目を参考に、 「継続的に」 とするものと推測する。	採用		主査調整案とおり
4049	東理大	田中20	A.3		ed	字句の修正	独立法人 → 独立研究開発法人	採用		主査調整案とおり
4050	東理大	田中21	A.3		ed	漢字に変更	いくつかの → 幾つかの	採用		主査調整案とおり
4051	東理大	田中22	A.3		ed	漢字に変更	わかる。 → 分かる。	採用		主査調整案とおり
4052	日本水道協会 28	相川卓 洋28	A.3		ge	1段落目1文目の主語「クリープ試験室は」と述語「理解し始めた」は、それぞれ読点で区切られていない。一方で、「熱電対のドリフトによって」の後は読点で区切られている。そのため、文意を理解しづらい。 この読点により、この文章は ・主語「クリープ試験室は」修飾語「熱電対のドリフトによって」述語「理解し始めた」と ・主語「クリープ試験室は」修飾語「試験が〜なりえることを」述語「理解し始めた」 の2文の合成と捉えるのが自然な読み方になってしまう。合成前の1文目は、本来の文意ではないと推測する。	「クリープ試験室は、熱電対のドリフトによって試験が規格で指定された温度許容範囲を満足しない結果となりえることを、理解し始めた。」	修正採用	1960年代から1970年代において、クリープ試験室機関は、熱電対のドリフトによって試験が規格での指定されたする温度許容範囲を満足しない結果となりえることを理解し始めた。	主査調整案とおり
4053	日本水道協会 29	相川卓 洋29	A.3		ge	2段落目1文目において、「の」などの助詞を伴わずに「400℃から850℃」を修飾対象の「クリープ試験温度範囲」にくっつけることは、日本語として不自然である。	「400℃から850℃のクリープ試験温度範囲」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4054	日本水道協会 30	相川卓 洋30	A.3		ge	2段落目4文目の「以下、CDSという。」について、「CDS」は本規格案で使われておらず、略語を示す意味がない。 一方で、「ECCC」は何の解説もなく使用されているが、この後も何度か使用される略語である。C.2の4段落目にて略する前の語が示されている。	CDSについては、略語を示すかっこ書きを削除する。 ECCCについては、「欧州共同クリープ委員会(以下、ECCCという。)」としたうえで、C.2の4段落目の「欧州共同クリープ委員会(以下、ECCCという。)」は「ECCC」とする。	採用		主査調整案とおり
4055	日本水道協会 31	相川卓 洋31	A.3		ge	4段落目2文目の「初期測定を650℃を」は、「を」が連続しており文意を理解しづらい。 さらに、「NPL」の後についている「において」が、「EDF Gloucestershire」の後にはついていないため、「及び」で併記している範囲がどこからどこまでか理解しづらい。	「650℃における初期測定をEDF Gloucestershireにおいて、及び750℃における初期測定をNPLにおいて実施した。」	採用		主査調整案とおり
4056	東理大	田中23	A.4		ed	読点を挿入	公開され利用 → 公開され、利用	採用		主査調整案とおり
4057	日本水道協会 32	相川卓 洋32	A.4		ge	2段落目1文目は、規格制定時に規格作成者が把握している状況の指摘である。将来的に状況に変化が生じた場合、規格読者が、(将来時点での)事実と異なる認識を持ってしまいうおそれがある。	文頭に「2025年時点では、」を追加する。	修正採用	次のように修正します。 A.4 結論 <u>ISO 204:2023では、次のことを結論として示している。</u> 一般に、クリープ試験温度が高くなるほどドリフトが大きくなる傾向があり、ドリフトを許容しない限り、多くのクリープ試験が表2に規定された許容値に適合しないことは、明らかである。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4058	日本水道協会 33	相川卓 洋33	A.4		ge	2段落目2文目は、なにが「有効となる」のか示されていない。 上記に関して修正を加えて文章を長くする場合、文章に読点がないため、どこからどこまでが条件で、どこからどこまでが帰結であるのか理解しづらいことも、追加で問題になり得る。(現在の文章のままであれば、1行もない短文なので、そこまで問題にはならない。)	「～になれば、6.3.3に規定する補正の参考として、有効となるであろう。」	修正採用	このような情報が公開され、利用可能になれば有効となるであろう。 →このような情報が公表されることは、熱電対の補正及び校正(6.3.3参照)にとって有効な情報となるであろう。	主査調整案とおり
4059	日本水道協会 34	相川卓 洋34	附属書B		ge	1段落目1文目の「推奨することが可能である。」は、冗長である。	「推奨する。」	修正採用	”can be recommended”ですので、次のように修文します。 ”二つの手段をが推奨することが可能である。”	主査調整案とおり
4060	日本水道協会 35	相川卓 洋35	附属書B		ge	1段落目2文目の「適切なJIS C 1602の参考表」は、「適切なJIS C 1602の」「参考表」であると誤読されるおそれがある。 また、「熱電対によって示されるemf」は、助詞「が」の存在から主語になっているものと読めるが、対応する述語をもたない。	「熱電対によって示されるemf」を、主語ではなく目的語に改め、「～熱電対によって示されるemfと(～)、JIS C 1602の適切な参考表～規定しているemfとを可能な限り近付けることである。」とする。	修正採用	emfを起電力とします。(JFE01参照) 両者の目的は、校正温度において熱電対によって示されるemfが起電力と(必要に応じてすべての系統誤差を補正した上で)、適切なJIS C 1602[6]の適切な参考表のその温度に規定しているemf起電力とを可能な限り近づけることである。	主査調整案とおり
4061	日本水道協会 36	相川卓 洋36	附属書B		ge	1段落目4文目の「クラス1か又は同等のもの」において、「か」と「又は」は重言している。 また、主語「校正許容差は」と目的語+述語「ことである。」が整合しない(校正許容差は「こと」ではない)。	「クラス1又は同等のものに準拠していることが求められる。」	修正採用	”求められる。”の場合、要求事項になりますので、対応国際規格が”A pre-requisite is that the calibration tolerance of the new thermocouple is in accordance with IEC 60584-1[6], class 1 or an equivalent standard.”ですので、次のように修文します。 ”事前条件として前提条件は、新しい熱電対の校正許容差はが、JIS C 1602[6]のクラス1か又は同等のもの基準に準拠適合していることである。”	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4062	日本水道協会 37	相川卓 洋37	附属書B		ge	2段落目1文目には、何を挿入するの か示されていない。 また、「実際の炉か校正用の炉」に ついて、複数の項目を選択する意味 での併記であるので、「か」ではなく 「又は」で繋げるとよいと思われる。	「同じ深さに」の後に、「熱電対及び 基準熱電対を」を加え、 「実際の炉又は校正用の炉に同じ深 さに熱電対及び基準熱電対を挿入 し、」 とする。	修正採用 (採用＋追 加)	手段1と手段2の文体を合わせま す。 [修文案] 手段1は、熱電対のその場での 校正、すなわち、実際の炉か 及 び校正用の炉に熱電対及び基 準熱電対を同じ深さにまで挿入 し、熱電対ワイヤに沿って同じ温 度こう(勾)配をもつようにして 熱電対の校正を基にする行う方 法とする。	主査調整案とおり
4063	日本水道協会 38	相川卓 洋38	附属書B		ge	3段落目1文目の「校正用炉」は、2段 落目1文目及び4文目の「校正用の 炉」と整合しない。	「校正用の炉」	修正採用 (採用＋追 加)	(手段1と文体を揃えます) [修文案] 手段2は、 校正用の炉に試験炉 内における熱電対の挿入深さ と同等の挿入深さをもったまで熱 電対及び基準熱電対を校正用 の炉内で挿入して熱電対の校正 を行うもの方法であるとする。	主査調整案とおり
4064	日本水道協会 39	相川卓 洋39	附属書B		ge	3段落目3文目の始まりが、接続詞 「及び/又は」となっている。2文目全 体と3文目全体が、それぞれ併記さ れるべき項目と解釈させたいなら ば、2文目と3文目は同一文におさめ るべきである。 また、細かく見ると、「熱電対を切り 詰めて」が「高温接点で再溶接する」 のみにかかるのか、「焼なましてか ら」にもかかるのか明確でない。同様 に、「再校正を行う」が「焼なましてか ら」のみにかかるのか、「高温接点で 再溶接する」にもかかるのか明確で ない。	「～場合は、熱電対を切り詰め、次 のいずれかの操作を行った後、再校 正を行う。 a) 高温接点で再溶接し、焼なます b) 高温接点で再溶接する c) 焼なます」 とする。 「熱電対を～」及び/又は「再校正を ～」が片方にしかかからない場合 は、適宜修正ください。	修正採用	対応国際規格は” the thermocouple is cut back and re-welded at the hot junction and/or annealed and calibration repeated.”ですので次のように修 文します。 [修文案] 校正において、挿入深さの影響 も含め試験室の許容差を超えて いる場合、熱電対は、次のいづ れかの処置を行った後、再校正 を行う。 'a)熱接点部を切り詰めた後再溶 接し、焼なましの熱処理を行う。 'b)熱接点部を切り詰めた後再溶 接を行う。 'c)焼なましの熱処理を行う。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

	JIS Z 2271
対象規格	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4065	東理大	田中24	C.2		ed	読点を挿入	ために引張 → ために, 引張	採用		主査調整案とおり
4066	東理大	田中25	C.2		ed	読点を削除	ことは, で きな かつ た。 → ことは で きな かつ た。	採用		主査調整案とおり
4067	東理大	田中26	C.2		ed	漢字に変更	[27]および[28] → [27]及び[28]	採用		主査調整案とおり
4068	東理大	田中27	C.2	図C.1	ge	「記号説明」は要りませんか？		採用	対応国際規格にはなかったの で追加しませんでした。記号説明を 追加します。	主査調整案とおり
4069	日本水道協会 40	相川卓 洋40	C.2		ge	1段落目1文目は、要求事項等を記述しておらず、規格の理解を助ける文でもない。 また、「されきた」は「て」が脱字しているものと推測する。 さらに、主語「試験片」に動詞「使用する」を述語として用いる際、受動態とする(1文目)か能動態とする(3文目)かも整合しない。	削除する。	原案のまま	附属書Cについては、7.1.2でノッチ試験片について、附属書Cによる旨の規定がされており、附属書Cでは単なる参考情報だけでなく、形状・寸法として許容してよい規定としていますので、原案のままで問題ないと考えます。 附属書が「参考」であれば解説に記載するような内容だけが記載されていても問題ないと考えます。 ただし、指摘された編集上のコメント部分は修正 「されきた」→「されてきた」 「判定するために使用してきた。」 →「判定するために使用されてきた。」	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4070	日本水道協会 41	相川卓 洋41	C.2		ge	1段落目2文目から4文目は、要求事項等を記述していない。1段落目5文目の理解を助けるための解説と捉えられる。	JIS Z 8301の24.1に基づき、1段落目2文目から4文目の内容は注記扱いとし、必要な情報を5文目に追加する。 「ノッチ強化1)又はぜい(脆)弱化2)の程度の情報が必要な場合は、同じ正味断面応力下で、ノッチのない試験片とノッチのある試験片とを、別々に試験する必要がある。 注記 このような場合、同じ試験片のより大きな径の部分に機械加工されたノッチのスロート部断面が、平行軸部と同じ断面積をもつ混合試験片形状(図C.1参照)を使用して、定量化することは不可能である。 注1) 平行軸部で最初に破断する 注2) ノッチに沿って破断する」	原案のまま	4069参照	主査調整案とおり
4071	日本水道協会 42	相川卓 洋42	C.2		ge	4段落目(タイプEの形状を示す段落)は、要求事項等を記述していない。2段落目の理解を助けるための解説と捉えられる。	2段落目の注記扱いとする。	原案のまま	4069参照	主査調整案とおり
4072	日本水道協会 43	相川卓 洋43	C.3		ge	当該箇条の全文は、要求事項等を記述していない。 ただし、C.1の2段落目2文目により、ノッチ形状は示さねばならない。	「一般的なノッチ形状を、図C.3に示す。」 及び図C.3のみ残し、他は全て削除するか、解説等に記述する。 なお、略称をかつこ書きで示した「HTMTC」については、この規格の他の箇所に使われていないので、移動させる必要はない。	原案のまま	4069参照 ただし、ただし、指摘された編集上のコメント部分は修正 「高温機械試験委員会 (HTMTC)」	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4073	東理大	田中 28-1	C.3		ge	図C.3についてご確認ください。	文章中に図C.3の説明がありません。 よいのでしょうか？	採用	表1を修正 ”Dn”の行の内容を“ノッチを含む 標点距離の径”→“ノッチを含む 標点距離の径(図C.3参照)” 及び”dn”の行 円周ノッチ部の底の径(図C.1参 照) ノッチありなし混合試験片では, d = dn”→円周ノッチ部の底の径 (図C.3参照) ノッチありなし混合試験片では, d = dn(図C.1参照) 及び表C.1を次のように修正。 表C.1—弾性応力集中係数(Kt = 4.5±0.5)の円周形断面のノッ チをもつ試験片 ¹⁾ の例[26] 注 ¹⁾ 円形断面のノッチをもつ試 験片の形状は, 図C.3参照。	主査調整案とおり
4074	日本水道協会 44	相川卓 洋44	C.3	図C.4	ge	図C.4は、規格のどこにも引用されていない。JIS Z 8301の28.4に基づき、図を掲載するときは、本文等で引用する必要がある。 のであるが、附属書Cの文章で「図C.3」は「三つの一般的なノッチ形状を」示すと書かれていることから、図C.4を指しているようにも見える。この場合、今度は図C.3が、規格のどこにも引用されていないことになる。	まず、附属書Cの文章で「図C.3」と書かれているものが、本当に「図C.3」でよいか、「図C.4」の間違いであるか、ご確認ください。 そのうえで、引用されていない方の図について、附属書Cの中で引用する文を作るか、図を削除するかのいずれかを対応ください。	修正採用	4073と同じ	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

	JIS Z 2271
対象規格	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4075	東理大	田中 28-2	C.3		ge	図C.4についてご確認ください。	次の文章「三つの一般的なノッチ形状を, 図C.3 に示す。」は、図C.4の間違いではないでしょうか？ そうだとすると、文章中に「図C.3」が見当たりません。 （“原案まま”ならば、文章中に図C.4がないこととなります。）	採用	「三つの一般的なノッチ形状を, 図C.3 に示す。」→「三つの一般的なノッチ形状を, 図C.4 に示す。」とします。	主査調整案とおり
4076	日本水道協会 45	相川卓 洋45	D.1		ge	2文目の「この規格及び以前の規格を基にした製品規格及び材料の特性データ」について、「及び」が重複している。	前者の「及び」は「この規格」と「以前の規格」の並列、後者の「及び」は「製品規格」と「特性データ」の並列であり、異なる並列であるので、片方を「並びに」に置き換え、「この規格及び以前の規格を基にした製品規格並びに材料の特性データ」とする。	採用		主査調整案とおり
4077	東理大	田中29	D.3.1		ed	“を”を挿入	標準偏差求める → 標準偏差を求める	採用		主査調整案とおり
4078	東理大	田中30	D.3.1	図D.2	ed	読点を挿入	を決め規格 → を決め, 規格	採用		主査調整案とおり
4079	日本水道協会 46	相川卓 洋46	D.3.1		ge	3段落目1文目のカッコ書き「(以下、GUMという。)」は、どこにかかっているか明確でない。 例えば、「いくつかの権威ある標準化団体」が「共同」したときに、複数団体を総称する名称として名乗ったものと解釈する余地がある。 実際には”不確かさの表現のガイド”の略と思われる。しかし、同ガイドの初出は附属書タイトルを除けば同箇条の2段落目であり、英語タイトルの全文を示しているの、英語略称を示すのであれば、こちらの方が適切である。	2段落目の「～measurement」の後に、「以下、GUMという。」を追加する。 3段落目のカッコ書きは削除する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4080	日本水道協会 47	相川卓 洋47	D.3.1		ge	4段落目(図D.1の次の段落)6文目の「標準偏差求める」は、目的語である名詞「標準偏差」と動詞「求める」が一体化している。一体化した一つの動詞(例: 鞭走る)と読むことは一般的ではないものと思われる。	「標準偏差を求める」	採用		主査調整案とおり
4081	日本水道協会 48	相川卓 洋48	D.3.1		ge	5段落目1文目の「ほとんどの場合」は、文の中で意味をなさない。また、「及び」が重複している。	「校正証明書及び多様な成分間の関係の簡単なモデル並びに成分の考えられる分布モデルの知識である。」 「ほとんどの場合」のニュアンスを追加する場合は、修正案文の直後に、「ほとんどの場合、多様な成分間の～知識が用いられる。」を追加する。	修正採用	2019年版の文の構造のままとしました。対応国際規格をもとに次のように修文します。特に、対応国際規格では、“make use of , for example, tolerances...”を命令形と解釈すべきと考えますので、“用いられる”を”利用する”と修正します。 [修文案] ”タイプBの評価は、タイプA以外の手段によって行われる。例えば、規格に規定している許容値、測定データ、製造者の仕様及び校正証明書、 を利用する 。及びまた、ほとんどの場合、多様な成分間の関係の簡単なモデル及び成分の考えられる分布モデルの知識であるを利用する。”	主査調整案とおり
4082	日本水道協会 49	相川卓 洋49	D.3.1	図D.2	ed	「メーカー使用などからuを求める。」の「使用」は誤字と思われる。	「仕様」	採用		主査調整案とおり
4083	日本水道協会 50	相川卓 洋50	D.3.2	式D.1 注記	ge	日本語として意味をなさない。少なくとも、「上記」は不明確な引用(JIS Z 8301の10.6より)として避けねばならない。	「注記 附属書Dにおいて、式(D.1)の量記号は、表1の定義とは異なる。」	採用		主査調整案とおり
4084	日本水道協会 51	相川卓 洋51	D.3.2		ge	3段落目の「他の文献[49]」に示されている」は、何に対して「他の」であるのか示されていない。	「Loveday[49]によって示されている」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4085	日本水道協会 52	相川卓 洋52	D.3.2	注3)	ge	なぜ、「ISOが推奨すること」か否かを、JIS規格において記述するのかわからない。 JIS Z 8301の箇条31の例3をそのまま用いるとよいのではないか	「Nimonic 75は、Special Metals社が供給する製品の商標名である。この情報は、この規格の利用者の便宜を図って記載するもので、この製品を推奨するものではない。」 なお、登録商標か、登録商標でない商標かによって、ORか、TMを付す必要があります。	採用	次のように修文します。 Nimonic® 75は、Special Metals社が提供する製品の商標名である。この情報はこの規格利用者の便宜のためにを図って提供するものであり、記載されたこの製品をISOが推奨することを意味するものではない。	主査調整案とおり
4086	日本水道協会 53	相川卓 洋53	D.3.2		ge	4段落目1文目の「Granacher及びHoldsworth[53]」について、この二人が「まとめている」(Eds.=編者)文献は、52番だとおもわれる。	「Granacher及びHoldsworth[52]」	採用		主査調整案とおり
4087	日本水道協会 54	相川卓 洋54	D.3.2		ge	4段落目4文目は、3文目までの過去の研究の紹介ではなく、いきなり「許容値は(中略)示す」と記述している。過去の研究において示された結果を紹介しているのか、過去の研究とは無関係に、普遍的な許容値の値を示しているのか、明確でない。 また、「許容値は」と「評価のまとめは」の2つが主語となり、述語「表D.1に示す」を取り合っているように読める。この間にある「く形分布をするとして」は、並列の形ではない。	「試験の結果得られた許容値はく形分布をすると仮定して、測定の不確かさの評価をまとめたものを、表D.1に示す。この評価のまとめの信頼水準は、GUMに従って、95%である。」	採用		主査調整案とおり
4088	東理大	田中31	D.3.2 D.4.2	表D.3 注	ed	単位間に空白を挿入	$\text{kJmol}^{-1} \rightarrow \text{kJ mol}^{-1}$	採用		主査調整案とおり
4089	日本水道協会 55	相川卓 洋55	D.4.1		ge	1段落目1文目の「最近」は、いつから見て最近であるのか明確でない。	「2025年時点では、」	修正採用	最近は→2020年代になって	主査調整案とおり
4090	日本水道協会 56	相川卓 洋56	D.4.2		ge	1文目の「～20.2%」について、記号「～」が使われているが、小さい方の値が示されていない。	「20.2%以下」 ただし、参照先のD.3.2では記号「=」が用いられているため、「20.2%」とするほうが適切かもしれない。	採用	「20.2%以下」	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4091	日本水道協会 57	相川卓 洋57	D.5		ge	1段落目1文目の「超高温での先進的なガスタービンの操業の必要性がある。」について、「の」が三つも重複している。	「超高温では、先進的なガスタービンを操業する必要性がある。」又は 「超高温では、先進的なガスタービンで操業する必要性がある。」とする。	採用	「超高温では、先進的なガスタービンを操業する必要性がある。」	主査調整案とおり
4092	日本水道協会 58	相川卓 洋58	D.5		ge	2段落目1文目のかっこ書き「(RRT)」及び「(NMC)」について、両略語は本規格内の他の箇所に使われておらず、略語を示す意味がない。	略語を示すかっこ書きを二つとも削除する。	採用		主査調整案とおり
4093	日本水道協会 59	相川卓 洋59	E.2.2		ge	「温度T」又は「試験温度T」と記述されている。これは、表1において、Tを「基準温度」と定義したことで整合しない。 なお、附属書Eにおいて、本簡条以降も同様の記述が出てくる。	「基準温度T」とする。 又は、「試験温度」とする場合は、「T _t 」など、定義済みの量記号とかぶらないものに置き換える。	採用	規定温度 T _t に統一します。 (このAnnexでは英文もspecified test temperatureとしています。)	主査調整案とおり
4094	日本水道協会 60	相川卓 洋60	E.2.3		ge	Rpの2番目の下付き記号と、3番目の下付き記号の間がスペースで区切られているため、桁区切りと区別がつかない。 例えば、「Rp0.123 456 789/650」は、「T=650℃、最大塑性ひずみx=0.123%、及び規定～時間456 789hの場合」 なのか、 「T=650℃、最大塑性ひずみx=0.123 456%、及び規定～時間789hの場合」 なのか明瞭でない。	2番目の下付き記号と、3番目の下付き記号との間に、記号「/」などを入れることを、明記する。	原案のまま	例に説明がありますので、規格利用者も対応可能だと思いますので、対応国際規格と整合を図り宅考えます。 ただ、次回改訂時にはISOに提案を検討します。	主査調整案とおり
4096	日本水道協会 61	相川卓 洋61	E.3		ge	1段落目の「、又は、」の前後は併記の形式であるべきだが、「通常」の後の読点の有無及び「用い」の後の「て」の有無が整合しない。そのうえ、「試験片」にも「用いた」が使われるため、どれとどれが併記なのか、理解しづらい。	「～通常、連続的な伸び計伸びの測定を行う単式試験機を使用して、又は、～通常、複式試験機を使用して、滑らかな(ノッチなしの)試験片を用いたクリープ試験を実施してよい。」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4097	日本水道協会 62	相川卓 洋62	E.3		ge	3段落目の「その代わりに、」について、この文章が段落の最初であるため、「その」が示すものがない。 仮に、「その」が示すものが2段落目のどこかであると仮定して、どこからどこまでであるのか、明確でない。 また、JIS原案作成の手引き資料9に基づき、手に持つ場合などを除き、「持つ」は「もつ」とする。	2段落目及び3段落目を、「不連続クリープ試験モードでは、次のいずれかの方法で試験を行う。 a) 伸び測定のために、試験片を試験機から取り外し、冷却を行う。その後、試験片を再度装着し、再び加熱及び負荷を行う。 b) 試験片ごとに連続的な伸び計伸び測定の機能をもつ複式試験機の場合は、複式試験機の伸び計伸び測定の機能を用いる。」とする。	採用		主査調整案とおり
4098	日本水道協会 63	相川卓 洋63	E.3		ge	4段落目の目的語「試験片を」に対応する述語「移動してよい」までの修飾節が長いうえ、「試験片を」と修飾節の間に読点がないため、文意を取りづらい。	「～得るため、単式試験機で連続的かつ～達した後、複式試験機で不連続モードで破断まで試験を行うために、試験片を単式試験機から複式試験機に移動してよい。」	修正採用	試験片をは、単式試験機でにより連続的かつ高解像度ので伸び測定を実施し、一定のひずみに達した後、不連続モードで破断まで試験を行うために、複式試験機に移動してよい。	主査調整案とおり
4099	日本水道協会 64	相川卓 洋64	E.3		te	6段落目と7段落目は、どちらも不連続モードでのクリープ試験結果の示し方を表しており、互いに排他であり矛盾している。	図E.1a)及び図E.1b)のキャプションから、6段落目のほうは連続モードでのクリープ試験結果の示し方と思われるので、ご確認されたい。	採用	対応国際規格は The experimental results of creep tests in uninterrupted mode ですので 「 不 連続モードでのクリープ試験結果は、通常、塑性伸び計伸び(%)一時間対数曲線[図E.1 a)]及び／又はクリープ伸び計伸び(%)一時間対数曲線[図E.1 b)]で示す。」に修正します。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4095	東理大	田中32	E.3	図E.1	te	図E.1の a)及びb)のクリープ試験モードは、連続、不連続のどちら？		修正採用	対応国際規格は a)Representation of creep curve generated in uninterrupted creep test mode b)Representation of creep curve generated in uninterrupted creep test mode でしたので、 ”a) 連続 クリープ試験モードで生成されたクリープ曲線の表示例” ”b) 連続 クリープ試験モードで生成されたクリープ曲線の表示例”となります。	主査調整案とおり
4100	東理大	田中33	E.4.1	図E.2の注記2	ed	記号を斜体に修正	時間t(h) → 時間 <i>t</i> (h)	採用		主査調整案とおり
4101	日本水道協会 65	相川卓 洋65	E.4.1	図E.2	ed	図a)~c)のいずれにも、小数点の意味で「.」が使用されている。JIS Z 8301の9.2.1に基づき、小数点はピリオドで示すべきである。 ただし、国際規格を基礎とした規格の場合は、注記で断ることにより、修正を回避できる可能性あり。	ピリオドに直す。 または、JIS Z 8301の9.2.1の例2と同様の注記を記載する。	採用	日本規格協会に編集校正時に修正可能か相談します。今の段階では、下記注記を追加します。 注記 この図は、対応国際規格の表をそのまま転載したものであり、小数点の表記を対応国際規格の表記どおり“.”のままとしている。	主査調整案とおり
4102	日本水道協会 66	相川卓 洋66	E.4.1	図E.2	ed	「a: 初期応力(Mpa)」の「Mpa」は、ISOの単位表記方法に則っていない。	「MPa」	採用		主査調整案とおり
4103	日本水道協会 67	相川卓 洋67	E.4.1	図E.2 注記3	ge	物理量の名称、量記号及び単位の順番が統一されていない。	「塑性伸び計伸びep(%)、～、クリープ破断伸びAu(%)及びクリープ破断絞りZu(%)」 なお、この修正の方向でよければ、E.4.2の1段落目、E.4.4の1段落目、E.4.5の1段落目1文目、同段落2文目及び同簡条の2段落目2文目に対しても同様の修正を要する。	修正採用	Roのみ単位を付けていました。次のように修正します。 縦軸は、塑性伸び計伸び(%)ep, 初期応力Ro(MPa), クリープ破断伸び(%)Au, 及びクリープ破断絞り(%)Zuを表す。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271 金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法
------	---

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4104	日本水道協会 68	相川卓 洋68	E.4.2		ge	2段落目1文目の「又は」によって併記される形容動詞「滑らかに」は、動詞「結んだ」又は「表示可能である」にしか結びつけない。しかし、「結んだ」に結びつけると、「滑らかに結んだ直線のつながり」となり矛盾してしまう。	「滑らかに」から想起される「曲線」を追加し、「又は」で併記する対象として置き換え、「測定データを滑らかに結んだ曲線又は測定データを結んだ直線のつながり」とする。	修正採用	2019年版のままとしていました。次のように修文します。 クリープ曲線は、滑らかに滑らかな曲線又は測定データを直線で結んだ直線のつながり折れ線として表示可能である。	主査調整案とおり
4105	日本水道協会 69	相川卓 洋69	E.4.3		ge	2段落目の「滑らかに」は、通常、線の状態を指す形容動詞であり、「プロットする」点に用いるものではない。なお、現行規格においても、「滑らかな」は直後の「曲線」に結びついている。	「滑らかに」を削除する。 もし、プロットした点に合わせて滑らかになるように曲線を再作成するのであれば、そのように記述する。	修正採用	クリープ破断曲線を作成するために、破断時間 t_u を同じ曲線の中に滑らかに初期応力 R_o に応じてプロットする。し、滑らかな曲線で表す。	主査調整案とおり
4106	日本水道協会 70	相川卓 洋70	E.4.3		ge	4段落目1文目の「示す可能性がある」は、可能性の表現である。このとき、規格読者は「可能な場合と可能でない場合があるのだな。」と理解するが、可能でない場合とはどのようなものであるのか、解説がないため、理解できない。	E.4.4を参照し、能力の表現に置き換えて、「プロットすることが可能である」とする。 または、可能な場合/可能でない場合がはっきりするような記述とする。 例:「注文者の指定によって、～示す可能性がある。」	修正採用	次のように修文します。 高温引張試験から求めた破断強さ及び規定塑性ひずみ応力を、このプロットの中に、ある時間(例えば、0.1 h)の点で示すことが可能性があるのである。	主査調整案とおり
4107	鉄連01	齊藤	E.4.3		ed	対応国際規格” as an aid on this plot.”に対する訳として ”このプロットの手引きとして”としたが、訳が少し硬い。	修正案 この図の補助として	採用		主査調整案とおり
4108	東理大	田中34	E.5.1		ed	読点を挿入	知られており3を → 知られており、3を	採用		主査調整案とおり
4109	日本水道協会 71	相川卓 洋71	E.5.2		ge	1段落目2文目の「又は別の望ましくはより高温の比較可能なクリープ曲線」は、修飾関係が難解で、文意を理解しがたい。 また、「使用ことは可能である」は脱字と思われる。	「又は別の、望ましくはより高温の、比較可能なクリープ曲線」 「使用することは可能である」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ 破断試験方法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4110	日本水道協会 72	相川卓 洋72	E.5.2		ge	1段落目3文目の「同じことが」及び「実施することが」は、ともに主語であるが、併記の形式ではないため、述語「可能である」を取り合う。また、「使用ことは可能である」は脱字と思われる。	前者を「実施する」への目的語とし、「同じことについて」とする。	修正採用	同じ様のことがは、クリープひずみ曲線の延長によっても実施することが可能である。	主査調整案とおり
4111	日本水道協会 73	相川卓 洋73	E.5.2		ge	1段落目4文目の「更なる助言は」は主語であるが、対応する述語がない。	条件の修飾節に置き換え、「更なる助言が必要な場合は」とする。	修正採用	更なる助言は、ECCC[58]がから利用入手可能である。	主査調整案とおり
4112	日本水道協会 74	相川卓 洋74	E.5.3		ed	1段落目1文目の「試験温度及びクリープ破断時間又はひずみ到達時間から求めた時間-温度パラメータ」は、「及び」と「又は」が混在しており、併記される項目の終わりもはっきりしない。 なまじ、「時間-温度パラメータ」が併記の形式であるので、併記される最初の項目「時間」と、「及び」及び「又は」で併記される項目は、ともに併記されているものと誤読するおそれがある。	「試験温度及び、クリープ破断時間又はひずみ到達時間から求めた、時間-温度パラメータ」	修正採用	応力Roの対数をは、試験温度及びとクリープ破断時間又はひずみ到達時間とから求めた時間-温度パラメータに対して、プロットすることが多い。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS Z 2271
	金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4113	日本水道協会 75	相川卓 洋75	E.5.3		te	2段落目2文目の「より長時間の試験が、重みを持つことが望ましい。」について。 一般に「重み付き最小二乗法」などというように、「重み」は、データが自然に「もつ」ものではなく、データを利用する者が「付ける」ものである。そのため、「を持つ」は「を付ける」とすべきである。 また、このとき、よく行われる操作は、近似の際にデータのすべてに一定の式で求められる重み係数(この場合、tが大きくなるほど重みが大きくなるような式とする)を乗算することであると思われる。すなわち、よく行われる操作では、全データが「重みを持つ(付けられる)」。規格案の「より長時間の試験が、重みを持つ」からは、重みそのものは一定値であり、重みを持つデータはtがある大きさ以上の場合に限られる、と読み取れる。これは、一般的な操作ではないと思われるため、操作の詳細説明を要する。	重み付き最小二乗法の一般的な操作のイメージでよいならば、「より長時間の試験に対して、より大きな重みを付けることが望ましい。」とする。 もし、tがある大きさ以上の場合に限り一定の重み係数を乗算する操作を意図しているのであれば、「長時間」と判断する閾値の選定方法や、重み係数の決定方法などを詳述すべきである。	修正採用	この部分は、ISO 204:2009で規定され、Z 2271:2010に翻訳されています。当時の解説にも特に記載はありませんので、一般的な近似をさしているものと解釈します。次のように修文します。 “さらに、曲線近似においては、より長時間の試験が に対して、より大きな重み付けを持つ行う ことが望ましい。”	主査調整案とおり
4114	東理大	田中35	JB	4 d)欄	ed	漢字に変更	わかりやすく → 分かりやすく	採用		主査調整案とおり
4115	東理大	田中36	JB	7 d)欄	ge	“A”を加筆しますか？	7.1.3を追加した。 → 7.1.3Aを追加した。	採用		主査調整案とおり
4116	東理大	田中37	JB	A.3 d)欄	ed	平仮名に変更	差異 は無い。 → 差異はない。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 1237
	鉄及び鋼—ニオブ定量方法—スルホクロフェノールS吸光度法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.11		te	化合物名称?	3-メチル-1-ブタノール → イソペンチルアルコール	原案のまま	JIS K 8051(3-メチル-1-ブタノール)の名称に合わせています。	主査調整案とおり
4002	鉄連		9.1	表3	ed	“2.5未満”	“2.5以下”	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	9.5	b)	te	“呈色1分後の呈色液”は、9.3 b)で“常温まで冷却して、呈色液とする。”とあることから、時間を厳密に指定することは困難では?		修正採用	”1分間”は現実的ではないため、“呈色1分間後に”を削除し、“呈色後、時間の経過とともに吸光度が減少する。”を”注記”として追記します。 [1994年の改正で“呈色1分間後に”が追記されていますが、追記された理由は不明です。]	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 1258-0
	鉄及び鋼－ICP発光分光分析方 法－第0部：一般事項

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	5.1, 5.2, 5.3		ed	読点を挿入？	各成分のうち1成分でも → 各成分のうち, 1成分でも	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	6.2	d)	ed	漢字に変更	すべてに → 全てに	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 0603
鋼管のへん平試験方法
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	農工大	桑原	1		ge	「欠点」という表現がしっくりきません。	「欠点」を「機械的性質の不良」もしくは「亀裂」などに修正。	原案のまま	JIS G 0203等、鋼の用語定義にも多く使用している用語のため、原案のままとさせていただきます。	主査調整案とおり (「欠点」の用語変更可否は鉄連にて今後検討する)
4002	パプコメ		7	図1,図2	ge	図1,2には「圧縮方向↓」と図示されていますが、実際の試験では下から上へ圧縮する試験機を使用し圧縮方向↑となる場合もございます(例: 万能試験機)。圧縮方向↓のみに限定解釈されることのないよう、以下のような注記を図に付記いただけないでしょうか。 「注記 この図は試験の原理を示すためのもので、実際の試験の天地を決めるものではない。」		原案のまま	・図1と図2は、現行の鋼管JISで長年共通して使用していますが、ご懸念されている疑義が生じたとの報告はございません。 ・図1と図2は、「管の中心と溶接部とを結ぶ線が圧縮方向に対して直角になるように置く」ことを説明するためのもので、これらの図をもって、「圧縮方向が下側からなので不可」となるようなことはないと考えます。 ただし、いただいたコメントは、解説に引用し、「上からの圧縮に限定することを意味するものではない」ことを念のため付記するようにいたします。	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	7	c)	te	試験片の両端に生じた割れとは、割れ深さいくつまでであるのか、具体的に示した方がよい。極端な例を挙げると、溶接ビードに沿って試験片全長にわたり完全に割れた試験片は、常識的には不合格とするところであるが、規定上は「両端面に生じた割れで、深さ=試験片全長であるもの」と解釈できるため、判定無効とされてしまう。	「試験片の両端面から深さ〇mm以下となる割れは、合否判定に用いない。」 深さの具体的な数値をいくつにするかは、ご検討ください	原案のまま	両端面の割れを合否判定に用いないのは、ISOとおりとしています。内外面の割れで判定すると規定しており、端面までつながる割れに対しても、常識的な合否判定は可能と思いますので、原案のままとさせていただきます。 両端面から深さ〇mmの規定は、試験条件によって異なるため標準化は極めて困難と考えています。今回制定後、運用上で判定に問題となってくるようであれば、対策の一つとして検討させていただきます。	主査調整案とおり
4004	鉄連		7 附属書JA	c)	ed	密着等	密着など	採用		主査調整案とおり
4005	農工大	桑原	8		te	へん平にした後の試験片の高さ	へん平試験後の除荷後の試験片の高さ	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0604
	鋼管の押し広げ試験方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	農工大	桑原	4		ge	割れが生じたかどうか...	「管端に割れが生じたかどうか...」に修正	原案のまま	例えば、押し広げた部分の管端から少し入った内表面など、観察部位は管端に限定していないため、原案のままとさせていただきます。	主査調整案とおり
4002	パプコメ		4	図1	ge	図1では、マンドレルを上、試験片を下に配置して、試験の原理が図示されています。実際の試験では、マンドレルを下、試験片を上配置して試験することもあり、図1の配置のみに限定解釈されることのないよう、下記のような注記を図1に付記いただけないでしょうか。 「注記 この図は試験の原理を示すためのもので、実際の試験におけるマンドレルと試験片の位置関係や向きを決めるものではない。」		原案のまま	・図1は、対応国際規格に記載されている図と同じですが、ご提案のような注釈はございません。長年使用され、ご懸念のようなトラブルは生じていないと理解しています。 ・図1は、簡条4(原理)だけで引用されており、原理を説明する図であることは明らかなです。この図1をもって、「天地が逆だから不可」といった解釈はできないと考えます。 以上より、原案のままとさせていただきます。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 0604 鋼管の押し広げ試験方法
------	---------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4003	日本水道協会	相川卓洋	7	c)	te	角の割れが起点となり割れが伝播したと判断された場合、試験結果は無効とする規定について、以下のことから、実質的に、本試験で「不合格」の試験片が発生することがなくなるおそれがある。 本試験操作において、割れが一番生じやすいのは、最大拡張された管端面である。管の端面に割れが生じず、かつ、管の中腹のみ割れが生じるという試験結果は、あまり想定されない。 したがって、試験の結果管が割れる結果になった場合、通常は管端部も割れている。これを「角の割れが起点となり割れが伝播したと判断され」る割れと判断するのであれば、本試験の不合格は実質的に発生しないことになる。 仮に、「角の割れが～判断され」る割れと、角も含めて割れが発生しているものの、「角の割れが～判断され」ない割れとの2種類がある場合、その明確な区別が規定されていないため、試験操作者が恣意的に混同するおそれがある。	「角の割れが～判断され」る割れを判定から除外する規定を削除する。 「角の割れが～判断され」る割れと、角も含めて割れが発生しているものの、「角の割れが～判断され」ない割れとの間に明確な区別ができる場合は、その区別方法を規格内に示す。	原案のまま	この規定は、試験結果を無効として、再試験をしてもよい条件を記載しています。 たとえ試験実施者が割れを恣意的に混同しても合格にはならず、再試験を繰り返すだけになります。 面取りを実施した試験片で割れが発生したら不合格です。 面取りしていない試験片かつ角部起点の割れに限り、再試験を行います。通常は面取りを実施して(角部形状不良に起因する割れを排除して)再試験しますので、正しい判定ができると考えます。 なお、ISOは端面の割れは合否判定に含まないとしていますが、ご指摘のように最も加工度が大きい部位のため、JISでは判定箇所に含んでいます。	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	7	c)	ed	送り仮名の修正	行なわなかった → 行わなかった	採用		主査調整案とおり
4005	東理大	田中	JA	7 d)欄	ed	送り仮名の修正	行なわなかった → 行わなかった	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討 会	三者委員 会
-----------	-----------

対象規格	JIS G 1222-1 鉄及び鋼—コバルト定量方法— 第1部: 1-ニトロソ-2-ナフトール 沈殿分離四酸化三コバルト重量 法
------	--

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	名称		ge	“四酸化三コバルト”ですが、化合物名“四酸化ニコバルト(Ⅲ)コバルト(Ⅱ)”には言及しなくてもよいですか？		採用	簡条11に、次の注記を追加します。 ”注記1 この規格では、四酸化ニコバルト(Ⅲ)コバルト(Ⅱ)を四酸化三コバルトとしている。” なお、現状の”注記”を”注記 2”とします。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	英語名称		ed	スペルミス	tetroxide → tetraoxide	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	英語名称		ed	小文字に変更	1-Nitroso- → 1-nitroso-	採用		主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓洋	5		ge	2文目において、四酸化三コバルトの質量は求められている。もしこれが本当に「四酸化三コバルト」の質量であれば、3文目の操作は無意味である。 実際のところ、2文目で求められるのは、「不純四酸化三コバルト」の質量であることが、この規格内で説明されている。	本簡条における「四酸化三コバルト」を、全て「不純四酸化三コバルト」に変更する。	修正採用	“不純四酸化三コバルト”は、この規格だけの用語であり、要旨への記載はかえって分かりにくくなると考えます。 第3文を次のとおり修文します。 ”この沈殿を塩酸で溶解し、モリブデン及び銅の量を求めて酸化物としての質量に換算し、沈殿の質量から差し引いて四酸化三コバルトとする。”	主査調整案とおり
4005	日本水道協会	相川卓洋	9.1	a) 2)	ge	なお文の沸騰させる操作は、1文目(塩酸を加えて加熱する操作)にかかるのか、2文目(硝酸を加えて加熱する操作)にかかるのか、明確でない。	現行規格では2文目(硝酸を加えて加熱する操作)にかかる操作とされている。 これを参考とし、1文目と2文目の間に段落と接続詞を設け、「時計皿で覆って、塩酸～分解する。(改行) その後、硝酸～加熱する。なお、タングステン～沸騰させる。」とする。	採用		主査調整案とおり
4006	東理大	田中	9.2	a), c)	ed	文字の修正	少簡条 → 小過剰	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

対象規格	JIS G 1222-1
	鉄及び鋼－コバルト定量方法－ 第1部: 1-ニトロソ-2-ナフトール 沈殿分離四酸化三コバルト重量 法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	日本水道協会	相川卓洋	9.2	c)	ge	a)と同様に酸化亜鉛乳状液を加える操作があるが、a)と異なり、かき混ぜる操作がない。	かき混ぜる操作が必要であれば、「かき混ぜながら」を追加する。 かき混ぜる操作が不要であれば、修正しない。 液を加えるときは特記なければかき混ぜるものだ、という共通認識があるのであれば、逆に、a)から「かき混ぜながら」を削除する。	採用	“b)の溶液をかき混ぜながら酸化亜鉛乳状液を少量ずつ加え,”とします。	主査調整案とおり
4008	東理大	田中	9.2	a)	ed	字句の修正？	10 mLを加え加熱して → 10 mLを加えた後、加熱して	採用		主査調整案とおり
4009	日本水道協会	相川卓洋	9.4	a)	ge	m1は、かっこ書きによりつぼの恒量後の質量と定義されているが、かっこ書きの位置が沈殿及びろ紙を移し入れる操作のあとであるため、沈殿及びろ紙を移し入れた後の操作として、m1をひょう量するように読める。	a)におけるかっこ書きを、「～恒量としたるつぼ(7.1)」の直後に移動する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

対象規格	JIS G 1222-1
	鉄及び鋼－コバルト定量方法－ 第1部: 1-ニトロソ-2-ナフトール 沈殿分離四酸化三コバルト重量 法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4010	関西学院大学	千葉	5要旨		ed	試料を塩酸で分解し、硝酸で鉄などを酸化した後、酸化亜鉛で鉄、クロムなどを沈殿させてろ過分離し、ろ液に塩酸及び1-ニトロソ-2-ナフトールを加える。生成したコバルトとの錯体の沈殿をろ過分離した後、沈殿を強熱して四酸化三コバルトとし、その質量をはかる。この四酸化三コバルトを塩酸で溶解し、モリブデン及び銅の量を求めて酸化物としての質量に換算し、四酸化三コバルトの質量から差し引く。	試料を塩酸で分解し、硝酸で鉄などを酸化した後、酸化亜鉛で鉄、クロムなどを沈殿させてろ過分離する。ろ液に塩酸及び1-ニトロソ-3-ナフトールを加え、生成したコバルトとの錯体の沈殿をろ過分離した後、沈殿を強熱して四酸化三コバルトとし、その質量をはかる。この四酸化三コバルトを塩酸で溶解し、沈殿に含まれるモリブデン及び銅の量を求めて酸化物としての質量に換算し、四酸化三コバルトの質量から差し引く。	採用	No.4004と合わせて、次のように修文します。 “試料を塩酸で分解し、硝酸で鉄などを酸化した後、酸化亜鉛で鉄、クロムなどを沈殿させてろ過分離する。ろ液に塩酸及び1-ニトロソ-2-ナフトールを加え、生成したコバルトとの錯体の沈殿をろ過分離した後、沈殿を強熱して四酸化三コバルトとし、その質量をはかる。この沈殿を塩酸で溶解し、モリブデン及び銅の量を求めて酸化物としての質量に換算し、沈殿の質量から差し引いて四酸化三コバルトとする。”	主査調整案とおり
4011	関西学院大学	千葉	9.5	c) 2)	ed	IS G 1257-6の7.2(吸光度の測定)及び箇条9(検量線の作成)によって、得た吸光度と作成した検量線とから銅の量を求める	IS G 1257-6の7.2(吸光度の測定)及び箇条9(検量線の作成)によって得た吸光度と作成した検量線とから銅の量を求める	修正採用	“JIS G 1257-6の7.2(吸光度の測定)で得た吸光度と箇条9(検量線の作成)で作成した検量線とから銅の量を求める”とします。 9.5 b) 2)も同様に修正。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 1222-2 鉄及び鋼—コバルト定量方法— 第2部: 吸光光度法
------	--

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	6.16		te	300 mLビーカーで、液量を500 mLとする？		修正採用	最後の文を、次のように修文します。 ”室温まで冷却した後、時計皿の下面を水で洗って時計皿を取り除き、保存容器(500 mL)に水を用いて移し入れ、水で液量を500 mLとする。”	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	9.2	a) 4)	te	100 mLの全量フラスコは容量不足では？		修正採用	4)の第1文及び第2文を次のように修文し、以降を細別5)とします。 ”4) 放冷した後、時計皿の下面を水で洗って時計皿を取り除き、常温まで冷却する。なお、3)の操作を省略した場合は、水約50 mLを加えて塩類を溶解した後、常温まで冷却する。 5) ろ紙(5種A)を用いてろ過し、不溶解残さ(渣)及びろ紙を水で洗浄する。なお、…”	主査調整案とおり
4003	日本水道協会	相川卓洋	12		ge	m3を「0とする」条件文の前に読点がないため、条件文であることが分かりづらくなっている。	「鉄中のコバルト含有率(質量分率)が次の場合は、0とする。」	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 1222-3
	鉄及び鋼—コバルト定量方法— 第3部:イオン交換分離電位差滴 定法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上 処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	1		te	字句の修正?	鋼中の → 鉄及び鋼中の	原案のまま	対応国際規格の適用範囲が鋼 だけであり, それを踏襲していま す。	主査調整案とおり
4002	日本水道協会	相川卓 洋	1		ge	「鋼中」のコバルトについてのみ 適用範囲とし、鉄中のコバルトを 適用範囲としていない。規格名 称と整合しない。	第1部、第2部規格案を参考に、 「鉄及び鋼中」 とする。	原案のまま	この規格は、鋼だけに適用しま す。なお、規格名称の“鉄及び 鋼”は、前置要素[JIS Z 8301 11.4.1 a)]であり、鋼材分析規格 では“鉄及び鋼”で統一していま す。	主査調整案とおり
4003	東理大	田中	6.10		ed	漢字の変更	充てん(填) → 充てん(填)	採用		主査調整案とおり
4004	日本水道協会	相川卓 洋	6.10		ge	「イオン交換樹脂を製造業者の 推奨手順によってもよい。」につ いて、目的語「イオン交換樹脂 を」と述語「推奨手順によっても よい」が整合しない。	例えば、調製という単語を用い て、 「イオン交換樹脂の調製は、製 造業者の推奨手順によってもよ い。」 とする。	修正採用	“イオン交換樹脂製造業者の推 奨手順によってもよい。”としま す。	主査調整案とおり
4005	日本水道協会	相川卓 洋	7.2	b)	ge	注記では流出速度について「毎 分3.0mL程度となるように」と記 述されているが、b)の規定文で は「毎分3.0mLを超えないよう に」とされており、整合してい ない。 例えば、流出速度を毎分0.1mL に調節した場合、b)の規定に反 しないが、注記のとおりの状態 とは言い難い。	注記を 「毎分3.0mLを超えないよう に」とする。 または、本文を 「毎分3.0mL程度となるよう に」とする。	採用	注記を“毎分3.0 mLを超えない ように”とします。	主査調整案とおり
4006	東理大	田中	9.1	b)	te	酸の種類も異なるのでは?	比率及び濃度が異なる混酸な どを用いて → 比率、濃度及び種類が異 なる混酸を用いて	修正採用	”比率及び濃度が異なる混酸、 ふっ化水素酸を添加した混酸な ど”とします。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討
会

三者委員
会

対象規格	JIS G 1222-3
	鉄及び鋼—コバルト定量方法— 第3部:イオン交換分離電位差滴 定法

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内 容	修 正 案	処置案	回答・理由説明 他	
4007	日本水道協会	相川卓洋	9.3	b)	ed	1文目の「1、2分間」は、やや口語的である。	「1分間～2分間」 なお、同様の修正を2文目にも行い、 「10分間～15分間」とする。	原案のまま	JISで多用されている記載です。「～」の記載は、範囲を規定しているとも解釈され、ここではそこまでの厳密さを求めておりません。なお、「分間」は単位ではないと解釈し「10分～15分間」としています。	主査調整案とおり
4008	東理大	田中	9.4	a) 式(2)	ge	“ <i>w</i> ”は、式(3)では“ <i>m</i> ”が使用されていますが・・・。		採用	“ <i>w</i> ”を“ <i>m</i> ”とします。	主査調整案とおり
4009	東理大	田中	9.4	a) 式(2)	ed	式中の乗算記号“ <i>x</i> ”が下付きになっています。	$x_{\text{Co}x}w \rightarrow x_{\text{Co}}xm$	採用		主査調整案とおり
4010	東理大	田中	9.4	b)	ed	“全量水を用いて”？		採用	”全量”を削除します。	主査調整案とおり
4011	関西学院大学	千葉	9.2		ed	全体に分かり難い。ごちゃごちゃとしている。	説明やNumberingに工夫が欲しい。例えば、小見出しを付ける：カラムの洗浄、コバルトの吸着、不純物の分離、コバルトの回収、・・・	修正採用	細別に、次のとおり名称を追加します。 a) カラムの洗浄 b)～d) コバルトの吸着 e) コバルトの回収 f),g) 鉄の溶出	主査調整案とおり